

平成25年度

## 先導的都市環境形成促進事業

【先導的都市環境形成促進モデル事業(みどり分野)】

### 募集要領

平成25年8月

国土交通省都市局

公園緑地・景観課

＜ 目 次 ＞

I. 先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野）の概要	
1. 目的	2
2. 補助の仕組み	3
2. 1 モデル事業計画の策定	3
2. 2 モデル事業計画の認定	3
2. 3 補助スキーム	4
2. 4 対象地区、対象事業	4
2. 5 補助対象経費	4
2. 6 補助率と補助限度額	5
II. 応募申請・ヒヤリング・交付申請等について	
1. 応募申請について	6
2. ヒヤリングの実施について	8
3. 認定後の交付申請等について	8
4. その他	9
III. 事業の実施にあたっての留意点	
.....	10
【別添資料】	
IV. モデル事業計画認定申請書及びモデル事業計画（様式）	
.....	別添 1
V. 意見書（様式）	
.....	別添 2
VI. 先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野）実施フロー	
.....	別添 3

## I. 先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野）の概要

### 1. 目的

我が国のCO2総排出量の約2分の1が主として都市活動に起因していることから、都市政策として環境対策に取り組むことが急務となっており、このため、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、エネルギーの面的利用の促進、民有地等を活用した緑化の推進、都市交通施策の拡充等に向けた、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する支援措置（先導的都市環境形成促進事業）を平成20年度に創設し、全国各地で活用されてきたところです。

平成25年度より、緑化の推進等を行う「みどり分野」については、公共施設や民有地における緑化を効果的・効率的に推進するため、先導的都市環境形成促進モデル事業として、先導的な緑化の取組に対する支援制度を創設しました。

当制度は、屋上・人工地盤緑化、鉄軌道施設緑化等、都市の環境を改善する、公共・公益的施設や公開性を有する施設の緑化に対して費用の一部を補助するもので、地方公共団体や民間事業者等の積極的な活用を期待します。

### <先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野）の支援スキーム>

本事業は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下、「都市再生機構」という。）、民間事業者等が事業主体となり、先導的な都市環境対策としてモデル的に実施する、屋上・人工地盤緑化、鉄軌道施設緑化等、都市の環境を改善する、公共・公益的施設や公開性を有する施設の緑化事業が対象となります。先導的都市環境形成促進モデル事業支援を受けるためには、地方公共団体もしくは都市再生機構が単独または民間事業者等と共同で先導的都市環境形成促進モデル事業計画（以下、「モデル事業計画」という。）を策定し、国の募集に対して応募（申請）を行う必要があります。（ただし事業主体が民間事業者等の場合は、地方公共団体（市町村等）を共同策定者とした上で応募（申請）を行うものとする。）

国は、モデル事業計画に記載された事業実施による効果等を勘案して、応募されたモデル事業計画に対し大臣認定を行い、認定を受けたモデル事業計画に位置づけられた交付対象事業に対して支援を行います。

## 2. 補助の仕組み

### 2. 1 モデル事業計画の策定

地方公共団体もしくは都市再生機構は単独または民間事業者等と共同でモデル事業計画を策定することができます。（ただし事業主体が民間事業者等の場合は、地方公共団体（市町村等）を共同策定者とした上で応募（申請）を行うものとする。）

なお、事業主体が都道府県の場合は、計画にかかる関係市町村の意見を聴く必要があります。

#### <モデル事業計画の記載事項>

- ① 緑化事業の実施区域とその面積
- ② 緑化事業者
- ③ 緑化事業の概要
- ④ 緑化の実施方針
- ⑤ 緑化事業の実施体制
- ⑥ 緑化を実施する施設位置図
- ⑦ 緑化事業による環境改善効果
- ⑧ 緑化事業を実施する上で必要となる施設整備の概要
- ⑨ ⑧の施設整備に係る事業の期間
- ⑩ ⑧の施設整備を行う者
- ⑪ ⑧の施設整備の概算事業費
- ⑫ 緑化施設の維持管理計画
- ⑬ 緑化事業の資金計画
- ⑭ その他必要な事項

### 2. 2 モデル事業計画の認定

モデル事業支援（補助）を受けようとする者は、国土交通大臣にモデル事業計画を提出（募集に対する応募（申請））し、認定を受ける必要があります。

#### <提出方法>

- ・モデル事業支援（補助）を受けようとする者は、応募受付期間内に、策定したモデル事業計画を国土交通大臣に提出する必要があります。
- ・提出の手続きの流れは、別添3の先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野）実施フローを参照ください。

## ＜認定基準等＞

### ・認定方法

募集期間中に応募があったモデル事業計画の中から、学識経験者の意見等を踏まえ、国土交通大臣が認定を行います。

### ・認定基準等

モデル事業計画の認定にあたっては、以下の観点から審査を行います。（詳細は、先導的都市環境形成促進事業制度要綱第4条第4項を参照ください。）

- ① モデル事業が低炭素まちづくり計画の区域内で実施されること
- ② 緑化事業による環境改善効果が確認されること
- ③ 緑化事業の概算事業費が妥当であること
- ④ 緑化事業の実施体制が適切なものとなっていること
- ⑤ 緑化事業の資金計画が妥当なものとなっていること
- ⑥ 緑化の維持管理計画が妥当なものとなっていること
- ⑦ モデル事業支援の対象とする施設が公共・公益的施設におけるものであること又は公開性を有していること

なお、上記②～⑦の要件に該当するか否かの判断に際しては、学識経験者の意見を聴くこととしています。

## 2. 3 補助スキーム

国は予算の範囲内で、国土交通大臣が認定したモデル事業計画に位置付けられるモデル事業に要する経費の一部を事業主体（地方公共団体及び都市再生機構）に対して、補助します。（直接補助）

また、地方公共団体が民間事業者等に対して、モデル事業支援に要する経費を補助する場合は、国は予算の範囲内で、当該地方公共団体にその経費の一部を補助します。（間接補助）

## 2. 4 対象地区、対象事業

先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野）は、「低炭素まちづくり計画」の区域内で実施される、「先導的都市環境形成促進モデル事業計画」に定められた事業が対象になります。

## 2. 5 補助対象経費

補助金の交付の対象は、地方公共団体等事業主体が先導的な都市環境対策としてモデル的に実施するものであり、屋上・人工地盤緑化、鉄軌道施設緑化等、都市の環境を改善する、公共・公益的施設や公開性を有する施設の緑化の実施のために必要な施設の整備に関する経費です。

## 2. 6 補助率と補助限度額

地方公共団体又は都市再生機構が実施する事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とします。民間事業者等が実施する事業についての補助金の額は、地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の2分の1以内で、かつ当該事業の実施に要する経費の3分の1以内とします。補助金の交付額の総額は、モデル事業計画あたり5億円を上限とします。

なお、補助金の交付についての詳細は、先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）を参照ください。

## Ⅱ. 応募(申請)・ヒヤリング・交付申請等について

### 1. 応募(申請)について

以下のとおり、モデル事業計画を募集します。

#### <募集要領等のダウンロード先>

国土交通省HP：[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10\\_hh\\_000138.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000138.html)

#### <提出書類>

- ①先導的都市環境形成促進モデル事業計画認定申請書
- ②先導的都市環境形成促進モデル事業計画
- ③②の添付資料（添付資料一覧：P.9参照）

※ 「②先導的都市環境形成促進モデル事業計画」については、通しページを付して両面印刷としてください。

#### <平成25年度応募受付期間>

平成25年8月16日（金）～平成25年9月20日（金）（必着）

#### <応募書類の提出先>

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 公園係  
〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎

TEL：011-738-0234

FAX：011-709-2800

※管内：北海道、札幌市

東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15

TEL：022-225-2016

FAX：022-227-4459

※管内：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市

関東地方整備局 建政部 都市整備課 公園係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL：048-600-1907

FAX：048-600-1922

※管内：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市

北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1

T E L : 025-280-8755

F A X : 025-280-8746

※管内：新潟県、富山県、石川県、新潟市

中部地方整備局 建政部 都市整備課 企画調査第二係

〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館

T E L : 052-953-8573

F A X : 052-953-8605

※管内：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市

近畿地方整備局 建政部 都市整備課 公園・古都係

〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館

T E L : 06-6942-1083

F A X : 06-4790-6936

※管内：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係

〒730-0013 広島市中区八丁堀 2-15

T E L : 082-511-6195

F A X : 082-511-6199

※管内：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、広島市

四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係

〒760-8554 高松市 サンポート 3-33

T E L : 087-811-8315

F A X : 087-811-8414

※管内：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎

T E L : 092-471-6355

F A X : 092-471-6397

※管内：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、北九州市  
福岡市、熊本市

沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 建設専門官

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館



TEL : 098-866-1910

FAX : 098-861-9926

※管内：沖縄県

#### 〈応募書類の提出方法〉

- ・ 応募書類（10部）及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rを提出先へ郵送により提出して下さい。（郵送時は、封筒の表側に「先導的都市環境形成促進事業（先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野））応募書類在中」と記入して下さい。なお、応募書類の差し替えは固くお断りします。）
- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。  
「Just System 一太郎2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe Acrobat Reader9.0」以前の形式に限る。

#### 〈質問・相談の問い合わせ先〉

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室 緑地環境技術係長 岩崎 健

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 32-963）

E メール：[iwasaki-k2x9@mlit.go.jp](mailto:iwasaki-k2x9@mlit.go.jp)

## 2. ヒヤリングの実施について

認定にあたっては、必要に応じて、応募事業の内容についてヒヤリングを実施します。実施する際は、モデル事業計画の応募者に対して別途連絡を行います。

## 3. 認定後の交付申請等について

- ・ モデル事業計画の国土交通大臣認定後速やかに、計画認定の通知を策定主体に対し送付いたします。
- ・ モデル事業計画の国土交通大臣認定後、先導的都市環境形成促進事業の予算額及びモデル事業計画に位置付けられた補助対象事業の内容を踏まえ、予算額（補助事業の執行可能額）を各事業主体に通知いたします。
- ・ 上記予算額の通知後、速やかに交付申請書を提出して下さい。なお、補助金の交付にかかる手続きの詳細については、補助金交付要綱第5条を参照ください。
- ・ 手続きの流れは、別添3の先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野）

実施フローを参照ください。地方公共団体が事業を実施する場合（直接補助）、都市再生機構が事業を実施する場合（直接補助）、民間事業者等が事業を実施する場合（間接補助）毎に、フローを示しています。

#### 4. その他

提出を求める添付資料は以下のとおりです。

##### 【添付資料一覧】

- ① 「低炭素まちづくり計画」の区域を示す図面
- ② 緑化事業の実施区域と面積が確認できる図面
- ③ 計画の特徴が確認出来る資料（全体構想図や先進性のある緑化施設、その他計画の特徴が確認出来る資料や図面）
- ④ 緑化による環境改善効果の算定の考え方がわかる資料
- ⑤ 緑化施設の維持管理手法がわかる資料
- ⑥ 環境改善効果以外に期待される効果（防災、まちづくり等の観点からの効果）の内容が分かる資料
- ⑦ 当該年度資金計画の積算根拠

##### [適宜提出]

- ① 策定者が都道府県の場合の、事業区域の所在市町村の意見書（写し）
- ② 緑化地域、地区計画等緑化率条例等の区域内である場合、その内容、対象区域等が分かる資料

添付資料については各項目につき最大A3用紙1枚程度とします。また、必要に応じて上記添付書類及びその他書類の追加提出を求める場合があります。

### Ⅲ. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用にあたっては、下記の事項の他、補助金に係る予算の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守して頂くこととなりますので、ご留意ください。

#### (補助金の交付申請)

- ・ 交付決定前に事業着手（工事請負契約の締結等）している事業は、補助対象外となります。
- ・ 今年度末までに、今年度の補助対象とする部分が完了する見込みのない事業は補助対象外となります。
- ・ 次年度に継続して補助事業を行う場合も、再度、応募、交付申請手続きを行う必要があります。本年度に、継続案件として申請された案件であっても、事業の内容に加え、事業の進捗状況、目標達成の可能性等について審査を受け、継続が不適切と判断された場合は不採択となる場合があります。

#### (事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金交付要綱に従って、事前に承認を得なければなりません。

#### (実績報告)

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出しなければなりません。

#### (補助金の支払い)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。

#### (事業の実施後)

- ・ 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

**(財産処分の制限)**

- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく財産処分を行う時は、所定の申請書を所管地方整備局長等に提出し、その承認を受けるものとします。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 ○○ ○○ 殿

申請者名 印

※共同策定の場合は連名で

先導的都市環境形成促進モデル事業計画認定申請書

先導的都市環境形成促進事業制度要綱第4条第1項の規定により、先導的都市環境形成促進モデル事業計画の認定を得たく、関係図書を添えて下記の通り申請します。

記

1. 計画名 ○○○○計画
2. 先導的都市環境形成促進モデル事業計画 別添のとおり

以 上

先導的都市環境形成促進モデル事業計画（みどり分野）  
（平成 25 年度）

計画名： \_\_\_\_\_

（策定者）

策定者名（地方公共団体等）		
事務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	（〒    -    ）
	電話・FAX	
	E-mail	

（共同策定者がある場合）

共同策定者名（１）		
事務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	（〒    -    ）
	電話・FAX	
	E-mail	

共同策定者名（２）		
事務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	（〒    -    ）
	電話・FAX	
	E-mail	

（モデル事業の事業主体）

事業主体区分（いずれかに○）	事業者名
・ 地方公共団体	
・ 都市再生機構	
・ 民間事業者等（間接補助）	

（計画の所在地と先導的都市環境形成促進事業の地域要件への適合）

所在地	
地域要件への適合（適合するものに○）	<p>1. 首都圏整備法に定める既成市街地若しくは近郊整備地帯、中部圏開発整備法に定める都市整備区域若しくは都市開発区域、近畿圏整備法に定める既成都市区域若しくは近郊整備区域、又は地方自治法に定める指定都市に存する地域</p> <p>2. 都市計画マスタープラン等において集約型都市構造を都市政策の方針としている都市圏における、当該方針を実現する上で拠点となるべき地域</p>
低炭素まちづくり計画の策定	

（注１）事業主体が民間事業者等の場合は、地方公共団体（市町村等）を共同策定者とした上で応募（申請）して下さい。

（注２）策定者が都道府県の場合は、関係市町村から意見を聴取し、関係市町村の意見書（写し）を添付すること。（様式は別紙による。）

計画名	
-----	--

1. 緑化事業の実施区域とその面積

緑化事業実施区域面積：	m <sup>2</sup>
-------------	----------------

緑化事業実施区域図（緑化を実施する施設の位置を明示する）

(図示)

- (注1) 緑化事業実施区域図の縮尺は自由とする。
- (注2) 同区域図には、緑化を実施する施設の位置を明示のこと。
- (注3) 「低炭素まちづくり計画」の区域を示す図面を添付し、同図に緑化事業の実施区域を明示すること。
- (注4) 下図は周辺の建築物、主要な施設等が確認出来るものを用いること。

計画名			
2. 緑化事業者等			
緑化事業（予定）者		事業者名	
		所属・役職名	
		担当者名	
		住所	(〒 - )
		電話・FAX	
		E-mail	
緑化施設管理者（所有者）		事業者名	
		所属・役職名	
		担当者名	
		住所	(〒 - )
		電話・FAX	
		E-mail	
その他関係者	維持管理の実施者	事業者名・所属	
		担当者名	
	その他	事業者名・所属	
		担当者名	
		事業者名・所属	
		担当者名	
3. 緑化事業の実施体制（上記の関係を図示）			
(図示)			

(注1) 「2.緑化事業者等」及び「3.緑化事業の実施体制」欄には事業計画の実施に係わる関係者を全て記載すること。



計画名		
4. 緑化事業の概要		
緑化施設	施設名称	
	新設・既設の別	・新設      ・既設 (改修・増設)
緑化施設の種類		
緑化施設の概要		
緑化施設の概要図		
(図示)		

計画名	
5. 緑化の実施方針	
緑化の目的	
緑化の特徴	
6. 緑化による環境改善効果	
効果項目	内容

(注1) 「6. 緑化による環境改善効果」欄については、省 CO2 効果など期待される効果を可能な限り詳細に記載すること。

計画名

7. 緑化事業を実施する上で必要となる施設整備の概要・事業期間・実施者・概算事業費  
(施設整備の概要)

--

(事業期間)

平成 年 月 ~ 平成 年 月
-----------------

(実施者)

--

(概算事業費)

単位：百万円

施設名称	概算事業費	備考

計画名	
<p>8. 緑化施設の維持管理計画</p> <div data-bbox="212 309 1396 1899" style="border: 1px solid black; height: 710px;"></div>	

計画名								
9. 緑化事業の資金計画		(千円)						
		本事業				その他事業		計
		自己資金		本事業補助金		他の補助金	自己資金	
		地公体、都市再生機構	民間等	国	地公体			
設計費								
施設整備費 (区分可能な範囲で記載)	植栽基盤等							
	植栽等							
	園路・広場等							
	給排水・電気設備等							
	その他							
その他経費								
事業費計								
10. その他必要な事項								

(注1) 「9. 緑化事業の資金計画」欄については、積算根拠を添付すること。

番 号  
平成 年 月 日

(都道府県名 首長名)

(市町村名 首長名)

先導的都市環境形成促進事業制度要綱第4条第2項の規定に基づく意見聴取について  
(回答)

平成 年 月 日付  
異存ありません。

号で意見聴取のありました標記の件につきましては、

番 号  
平成 年 月 日

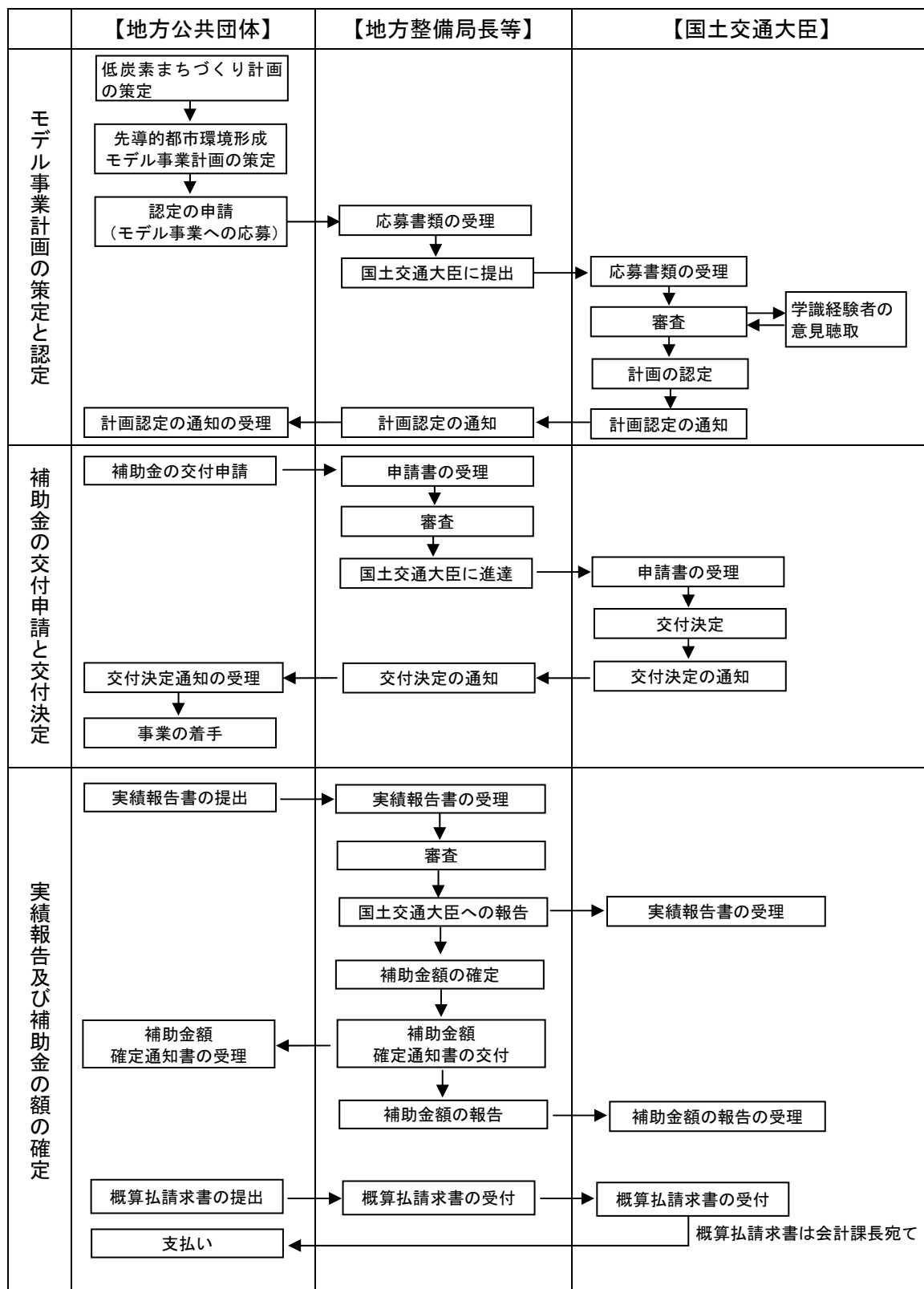
(都道府県名 首長名)

(市町村名 首長名)

先導的都市環境形成促進事業制度要綱第 4 条第 2 項の規定に基づく意見聴取について  
(回答)

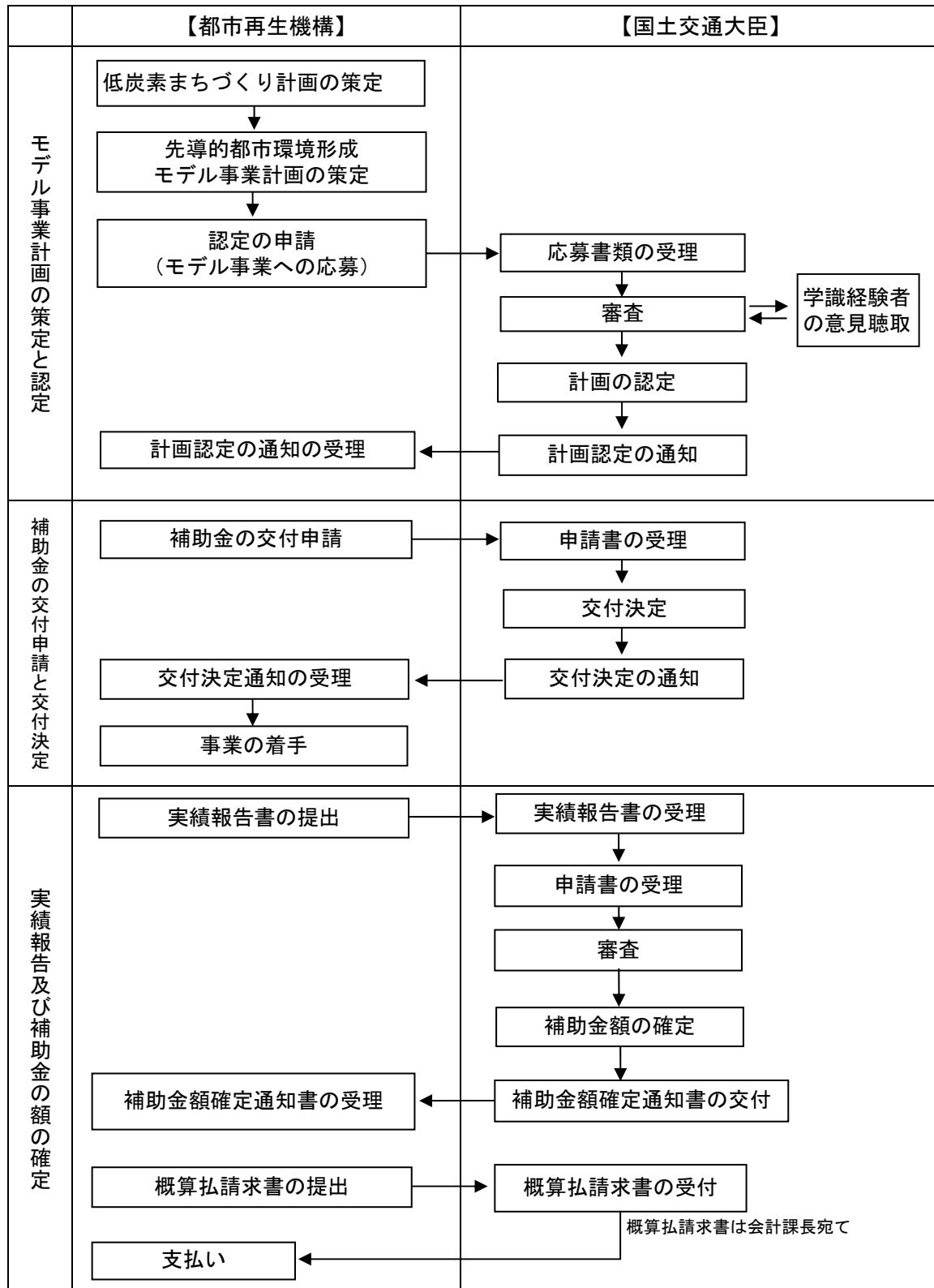
平成 年 月 日付 号で意見聴取のありました標記の件につきましては、  
別添のとおり意見を提出いたします。

先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野）実施フロー  
 【地方公共団体が事業を実施する場合（直接補助）】





先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野）実施フロー  
 【都市再生機構が事業を実施する場合（直接補助）】



先導的都市環境形成促進モデル事業（みどり分野）実施フロー  
 【民間事業者等が事業を実施する場合（間接補助）】

